

愛知県立名古屋特別支援学校における医療的ケア実施細則

1 趣旨

本細則は、愛知県立名古屋特別支援学校における医療的ケア実施要項（以下「実施要項」という。）11の規定により、本校における医療的ケアに関する細則を定める。

2 試行実施の手順

実施要項6における医療的ケアの研修・試行のうち、三行為（吸引・経管栄養・導尿）以外については、次の手順により実施する。

- (1) 保護者から三行為以外の医療的ケア申請があった場合は、主治医の診療情報提供書及び診療状況を示す文書（指示書）受領後、全て医療的ケア実施校長会（以下「医ケア実施校長会」という）へ提出する。その際、必要に応じて本校医療的ケア指導医の指導助言を受ける。

医ケア実施校長会で審議が必要と判断された案件については、直近の「愛知県特別支援学校における医療的ケア連絡協議会」（以下「連絡協議会」という）へ審議事項として提案する。申請内容について承認を受けた後に、主治医前研修及び保護者前試行を実施する。

- (2) 過去に連絡協議会で承認された手技については、保護者からの申請内容を医療的ケア委員会（以下「医ケア委員会」という）で検討し、主治医、指導医の指導を受けて校長が判断し、主治医の研修及び試行を実施できる。実施後は、すみやかに医ケア実施校長会へ報告する。
- (3) (1)のうち、人工呼吸器管理に関する案件、過去に連絡協議会で審議されたことのない医療的ケアの内容及び過去に承認された行為であるが校長が審議を必要と判断した内容（個性性の高いもの、高度な医療的ケア、手続き上の課題がある内容等）については、本校医療的ケア指導医の指導・助言を受け、医ケア委員会で協議を行う。

3 新規看護師の三行為研修実施手順

新規に採用された看護師は、医療的ケアの試行を実施する前に、痰の吸引、経管栄養及び導尿について、児童生徒の主治医、指導医又は先に採用された看護師による研修を各1回以上受ける。

4 医療的ケアへの支援体制

- (1) 校長は、「特別支援学校における医療的ケア連絡協議会」へ参加し、その内容を校内関係者に伝達する。
- (2) 校長は、医療的ケアを安全かつ円滑に実施するために必要な研修等を行う。
- (3) 看護師が指導医による研修を受けた場合、医療的ケアに関する指導等実績報告書（別紙様式）により、教育委員会に報告する。
また、必要に応じて、指導医に医療的ケアに関する助言を依頼する。
- (4) 医療的ケア関係職員の情報交換と共通理解を図るため、「医療的ケア情報連絡会」を実施する。
- (5) 校長は、保護者の医療的ケアに関する意見の把握と連携を図るために、「医療的ケア保護者懇談会（以下医ケア懇談会という）」を実施する。

5 主治医との連携

校長は、必要に応じて当該児童生徒の主治医と連携を行う。

6 医療的ケア指導医による研修

校長は、実施要項6(9)に定める主治医の研修が困難な場合や、主治医から本校指導医による研修について了承が得られた場合は、指導医に当該研修を依頼する。

7 教員が行う行為

教員が行う医療的ケアに関する行為（補助行為、見守り等）については、校長会・連絡協議会への報告または審議を行う。

8 医療的ケアを受けている児童生徒の学校生活への対応

(1) 登下校

常時継続して行う、または必要時に随時行う医療的ケアを必要とする児童生徒のスクールバス利用はできない。ただし、主治医の助言を元に医ケア委員会で検討し、校長が承認すればその限りではない。

(2) 校外学習

校外学習では、保護者が同行し、医療的ケアを行う。校長が認めた場合は、学校看護師により、保護者に代えることができる。

泊を伴う校外学習には、保護者が付き添う。

(3) プール

「児童生徒の医療状況」及び「温水プール指導について」で主治医から配慮事項を確認し、学校医及び指導医の指導のもと校長が実施の可否を決定する。痰の吸引を必要とする児童生徒については、保護者が付き添う。校長が認めた場合は、学校看護師により、保護者に代えることができる。

(4) 胃瘻からの給食注入

- ・ 希望する保護者は、新規の医療的ケアとして申請書を提出し、他の手技と同様の手続きを進める。
- ・ 家庭で実施中であり、食物アレルギー等の健康面で問題ないことを確認する。
- ・ 胃瘻からの給食注入前に経口摂取を実施する場合は、主治医の指示に基づいて行う。担任は、保護者から当日の体調、経口摂取の可否、量・時間について指示を受け、看護師・養護教諭（摂食コーディネーター・栄養教諭）との連携を図る。

胃瘻注入を実施している児童生徒の経口摂取に当たっては、誤嚥の防止を最優先とし、児童生徒にとって無理のない範囲で行う。食事介助を行う職員が誤嚥の心配を感じた場合は、経口摂取を途中で中断し、胃瘻注入とする。

- ・ 提供する給食は初期食とし、胃瘻からの注入のみの対応とし、経鼻カテーテルからの給食注入は行わない。
- ・ 栄養剤と併用する場合は、主治医の指示により配分を行う。
- ・ 看護師は、アレルギー対応及び食形態の確認を、看護師が付き添い職員と共に最終確認を行い、「食物アレルギー対応食チェック表」にサインをする。
- ・ 注入に必要な白湯、酵素などの添加剤は、保護者が準備する。「持ち込み申請」については、担任が行う。
- ・ 保護者は給食提供が困難な場合に備えて、学校に栄養剤等、接続チューブ、シリンジなどの物品を備蓄する。

(5) その他

- ・ 体調不良や治療を目的とした入院をし、登校再開日の医療的ケア実施については、看護師・養護教諭・担任等が保護者から家庭における医療的ケアの実施状況について聞き取りを行う。個別のマニュアルどおり実施可能であれば、登校日から医療的ケアを再開することができる。個別のマニュアルと異なる場合や、病状が不安定等の場合には、保護者による医療的ケア実施とする。
- ・ 移動支援サービスを利用して登校する場合は、保護者が事業所職員へ医療的ケア連絡票と必要物品を渡して引継ぎを行う。担任等は、事業所職員から引継ぎを受け、看護師または養護教諭に伝える。下校時は、看護師から引き継ぎを受けた職員が、医療的ケア連絡票とともに事業所職員への引き継ぎを行う。普段と異なる状況があった場合は、保護者に連絡し指示を受ける。
- ・ 学校看護師による医療的ケアを受けている児童生徒が、医療型障害児入所施設に入所した場合は、学校看護師による医療的ケアを行うことができない。

附 則

この細則は、令和元年11月1日から施行する。

令和元年11月22日 一部改正

令和5年4月1日 一部改正